

平成19年（2007年）紀北町第3回臨時会会議録

第 1 号

平成19年10月2日（火曜日）

招集年月日 平成19年10月2日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年10月2日（火）

応招議員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上村晴彦
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教 育 課 長	小倉 肇	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	家崎英寿		

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第74号 紀北町庁舎等耐震化工事請負契約の締結について

会議録署名議員

3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
-----	-------	-----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、北村博司君からは少し遅れるとの連絡を受けております。

議会が成立いたしましたので、これより平成19年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に3番 近澤チヅル君、4番 家崎仁行君のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時議会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3

議長

次に日程第3 諸般の報告を行います。

去る9月27日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議がなされ、すでに配布済みのおり確認いたしておりますのでご報告を申し上げます。

まず、本臨時会において受理した案件は、議案第74号の1件でありますのでご了承ください。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてであります。平成19年度普通会計の8月分と水道事業会計の7月・8月分について、監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、その他関係課長等の出席がありましたので報告をいたします。

次に、9月定例会において可決をいただきました意見書についてであります。9月26日に各閣僚が正式に決定いたしましたので、同日付けで、新しく就任された方の氏名でもって、それぞれ意見書の送付をいたしましたのでご報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

議長

次に、日程第4 行政報告につき、町長から申し出がありましたので、許可いたしますが、その前に行政報告について少し長いようですので文書を配布させていただきます。

(文 書 配 布)

議長

行政報告を許可いたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、先月21日に9月定例会が閉会したばかりのこの時期に、議員各位にはお忙しい中、臨時会を

開催要請させていただきましたことにつきまして、心からお詫び申し上げます。

それでは、早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、2点の行政報告をさせていただきます。

まず1点目は「海山リサイクルセンターの試運転について」であります。去る8月27日の議員報告会におきまして、海山リサイクルセンターにおいてのダイオキシン類自主基準超過に関する点検結果報告と今後の対策をご説明させていただきました。

その後、バグフィルターろ布交換などの工事に取りかかり、9月24日ですべての対策工事が完了いたしました。このことで、翌25日に三重県に調査報告書と試運転実施計画書を提出した結果、了承をいただきました。

これをうけて、試運転実施のための日程調整を行い、本日、朝から試運転に入りました。

今回の試運転は前回実施時より期間を長く取りましたのは、当施設は、しばらく運転を休止していたことから、燃焼炉やその他機器の安定を図るための措置でありまして、今月19日金曜日までの18日間といたしました。

また、この間、18日の木曜日はRDF燃焼で、19日金曜日は灯油専焼によるダイオキシン類測定のための検体採取を行い、平行して12日から19日までの1週間の予定で、小松原集会所と中里浄水場で大気環境調査をあわせて実施いたします。この結果が出るまで、さらに3週間程かかり、その後、安全確認が必要となるため、当初10月末で考えておりました再稼動が、11月中旬まで遅れる見込みになります。

今後ごみ処理につきましては、支障をきたさぬよう行い、1日も早い稼動に向けて努力いたしますので議員の皆様におかれましては、何とぞ、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

2点目は「お魚らんど海山の調停結果について」であります。お魚らんど海山にかかる調停期日は、平成19年9月10日と9月28日の2回で不成立ということで終了しました。その概要につきまして、詳細な報告をさせていただきます。

平成19年6月1日付けで、紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者でもある参入業者らが、国と町を相手に「相当の解決金を支払うこと」を求める調停申し立てを起しました。第1回の調停期日には、調停委員から、申立人らは「継続営業をしたい」という要求を加えてきたことが伝えられましたが、町は、9月30日までに退去してほしいことを伝え、また、解決金については、適切な理由があればいいが、その理由がないので町としては支払うことができないことを伝えました。

第2回の調停期日には、町は、地主から賃貸借契約の解除を求められており、継続営業を認めるこ

とは出来ないので、指定管理期間までに退去すること、解決金につきましては、再度「行政としては理由のない支出は出来ない」ことを主張しました。また、指定管理期間は、国との移転交渉で任意協議期間を最大限にみて決めた期限であることから、申立人らに対し、一旦、国の交渉に応じて期限までに立ち退くことを求め、申立人らはこれに応じず、調停は不成立に終わりました。

以上が、本調停の概要であります。

町が移転建設をしない理由としましては、

1つ、現在、高速道路開通に向けた地域活性化策の検討中であり、立ち退きと同時期の建設は適当でないこと。

2つ目として、施設の目的上、販売施設といった客の動向で運営が左右される要素があり、成り立たなければ、施設そのものが遊休施設となりかねないことから、施設を建設する場合は、他の施設に関連させた総合的な見地から進めなければならないこと。

3つ目として、移転建設をするのであれば、できるだけ維持経費のかからない施設を求めなければならない、その条件を満たすには、早期には考えられないことなどが上げられます。

次に、町が解決金を支払う理由がないとしたことですが、

1つ、国の町に対する移転補償費は、町の財産である施設に対する補償であり、参入業者にかかる補償は、別途国が支払うことになっております。したがって、町に対する移転補償費から参入業者に支払うべきものではないと思います。

2つ目として、地方自治法238条の4では、行政財産は、使用許可を与えて使用させることが出来るとするのみで、使用する者の貸借権を認めておらず、借地借家法は適用されません。また、町が施設を公用に供する場合は、許可を取り消すことが出来ます。

3つ目として、指定管理者制度に関する町の条例には、指定管理期間が満了したときは、指定管理者には原状回復義務を規定しています。

4つ目として、申立人らは、施設に多額の投資をしてきたことに対する賠償を求めています。当施設は、施設の目的である展示販売業務を実施するための基本的な設備は町が整えたものであり、当施設に対する参入業者の多額の投資は見受けられません。

結論といたしましては、今後の対策であります。今回の問題は、申立人らには明確な理由や具体的な賠償金額も示さず、弁護士を通して伝えられている中には「まとまった立ち退き金を町からもらいただけならば、立ち退くこともやぶさかでない」といった要求もありまして、申立人らの要求は理解できません。したがって、町といたしましては、このように申立人らが正当な理由に基づかない要求を

され、町がこれに応じていくことは、行政として町民全体の利益を守り、町民の平等、公平を保たなければならないという義務があることからできるものではありません。また、今後の行政活動にも多大に影響することが懸念されるものです。現在、退去せず、営業を続けていることにつきましては、10月1日に速やかに退去するよう通告書を手渡しました。この通告を無視する場合は、法的な対応もとらなければならないと考えております。複数の相手や借地であることなど複雑な要素を含んでおりますが、当施設の土地所有者などに迷惑をかけないよう、また、住民の町に対する信頼を失わないよう努力する所存でありますので、議員の皆様におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

議長

以上で、行政報告を終わります。

それでは議事に入ります。

日程第5

議長

日程第5 議案第74号 紀北町庁舎等耐震化工事請負契約の締結についてを議題といたします。

まずはじめに、提案者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第74号 紀北町庁舎等耐震化工事請負契約の締結についてであります。平成19年9月27日に入札執行いたしました紀北町庁舎等耐震化工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約につきましては、指名競争入札で実施し、契約金額は8,295万円、契約の相手方は海山区相賀299番地1 株式会社 塩谷組 代表取締役 伊藤克幸であります。

詳細につきましては、お手元の資料に基づき財政課長に説明いたさせます。

何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

続いて内容説明を求めます。

太田財政課長

太田哲生財政課長

議案第74号 紀北町庁舎等耐震化工事請負契約の締結についての内容説明をいたします。

議案第74号 紀北町庁舎等耐震化工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 紀北町庁舎等耐震化工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 8,295万円
- 4 契約の相手方 紀北町海山区相賀299番地1
株式会社 塩谷組
代表取締役 伊藤克幸

平成19年10月2日提出 紀北町長 奥山始郎

提案理由

紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため

紀北町庁舎等耐震化工事は、平成18年度の繰越工事でありまして、平成19年2月に成立しました国の平成18年度補正予算による市町村合併推進体制整備費補助金を受けて、庁舎等の耐震化をしようとするものであります。なお、この耐震化工事の工事費は、全額、国の補助金を受け、施行するものであります。

この工事は、9月27日、午前9時30分から入札を執行しました。落札業者は、株式会社 塩谷組で、落札額は、8,295万円であります。

この工事の設計価格、予定価格は、同額の8,742万4,050円であります。

最低制限価格は、6,413万4,000円であります。

指名業者は3社で、東建興業株式会社、株式会社塩谷組、大徳建設株式会社であります。入札辞退業者はありませんでした。

次のページの資料1をご覧ください。

請負金額は、8,295万円で、この内、工事価格は、7,900万円、消費税は、395万円であります。

工期は、議会議決の日から平成20年2月28日までの予定であります。

次の資料2をご覧ください。

上の図は、役場本庁舎1階耐震補強工事の平面図であります。

赤色は、コンクリート壁の補強箇所、概ね10cmの壁を概ね20cmの壁にいたします。青色は、鉄骨ブレス筋交いあります。なお、図面の上部は、北であります。

図面左上の出納室は、窓の部分を鉄骨ブレスにしまして、壁の部分は、現在の壁を取り壊し、壁を厚くし補強いたします。

住民課の窓の部分は、鉄骨ブレスで補強し、書庫の壁と階段のところの窓を壁にして補強いたします。また、書庫の壁を厚くし補強いたします。

税務課の南側の窓の部分は、鉄骨ブレスで補強し、東側の窓の部分は、壁にして補強いたします。

税務課の北側の会議室と書庫の窓の部分は、鉄骨ブレスで補強し、壁の部分は、現在の壁を取り壊し、壁を補強いたします。

下の図は、役場本庁舎2階補強工事の平面図であります。

黄色の部分は、手すりでありまして、全部撤去いたします。

町長室の南側の窓の部分は、鉄骨ブレスで補強いたします。

応接室の北側と東側の窓は、鉄骨ブレスで補強いたします。

応接室と副町長室の間の壁の部分は、現在の壁を取り壊し、壁を厚くし補強いたします。

西側の階段の部分の窓は、壁にして補強し、南側の窓の部分は、鉄骨ブレスで補強いたします。

3階は、耐震強度がありますので補強工事は、いたしません。

続きまして、次のページの資料3をご覧ください。

左側の図は、町民センター1階の耐震補強工事の平面図であります。

水道課で使用している倉庫の北側の窓を鉄骨ブレスで補強いたします。

階段横の倉庫の南側の窓の部分を鉄骨ブレスで補強いたします。

右の図は、海山消防車庫耐震補強工事の平面図であります。

消防署車庫と役場で使用している倉庫の部分の壁を取り壊し、20cmの厚さの壁にしまして補強いたします。

以上で紀北町庁舎等耐震化工事請負契約の締結についての内容説明を終わらせていただきます。

議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

ただいまの財政課長の内容説明で一応お聞きしたんですが、実は質疑しようと思っておりましてのはですね、予算との関連なんですけれども。事前に19年度予算関係をですね。めくって見たんですけれども、該当するのがですね。発見できなくて、今財政課長の説明ではですね、18年度補正の市町村関係のというのは、説明受けたんですが、少し全部聞き取れなかったのですね。もう一度、正確なですね、事業名をですね、説明願いたいのと、それから2点目はですね、消防関係の耐震補強が出ていますけれども、これはもちろん耐震補強ということですから、今後のですね、改築等とはですね、別個のものだとは思いますが、消防関係についてはですね、今後、この耐震補強をしたうえでですね、さらに改修の予定があるのかどうか。そのへんがすでに方針としてわかっておればですね、説明をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいまの岩見議員の質疑にお答えいたしますが、この予算の、先ほども予算についてはですね、財政課長が申し上げたように、18年度補正ということで、それが国の決定が遅かったということですね、市町村合併体制整備費補助金という正確な名前です。それで2億円がきたものであります。あとの詳しいことについては、財政課長にお答えさせますが、もう1つのことありましたですね。消防関係について改修、今後、消防署の改築でしたですか。懸案の事項でございますが、今のところ具体的なものとはなっておりません。以上です。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

先ほどの繰越事業のことなんですが、この事業は平成18年度3月補正で合併まちづくり事業として庁舎等耐震化事業を予算計上いたしました。これは繰越事業で市町村合併推進体制整備費補助金です。この補助金は、平成19年2月6日に成立しました国の平成18年度補正予算により合併した市町村に交付されるものであります。約1,000億円増額され、このうち2億円が紀北町に配分されることになりました。このため紀北町では、防災対策事業等に重点的に配分いたしました。以上でございます。

議長

他に質疑される方ございませんか。

はい、6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

今の合併推進体制整備費補助金の財源ということですが、この同じ日に紀伊長島総合支所の入札もやっていますが、これはどちらも補助金を充当しとるのか。財源内訳を両方あわせてね、財源内訳を示してください。補助金はどんだけで、一般財源どんだけで、起債はかかるんかようわからんけども。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

ただいまの質問にお答えします。同じ日に紀伊長島総合支所耐震化工事を発注いたしました。この財源内訳にいたしましては、全額、国の補助金でございます。以上でございます。両方ともそうです。

議長

よろしいですか。

他にございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

7番、これ庁舎関係の耐震補強ってということで、これの計画がですね。今始まったものなのか、途中なものなのか、まだ他にせないかんものがあるのか、そのへんの全体計画みたいなことをお示し願えませんか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

学校は、先の議会でも申し上げたとおり全て調査は終了しております。防災的には庁舎等が、消防署等が非常に重要な施設でありますので、これは耐震調査をしております。その他の公的施設についてはまだいたしてませんが、それゆえにこの庁舎をはじめ、総合支所をやったわけであります。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

今、町長の言葉で伺ったんですが、この前資料いただいた学校施設みたいですね、この町の庁舎関係だとか、消防関係だとかですね、そういうものの建物についての耐震化状況とか、いうものを示していただけると皆さん非常によくわかると思うんですが、町長いかがでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在申し上げたとおりですね。庁舎とか、支所、消防署は調査いたしました、それ以外はまだいたしておりませんので、改めてお知らせいたします。

議長

他にございませんか。

よろしいですか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

1番 東篤布 お尋ねします。3社指名やったんかいな。これはA級だけやったんか、B級だけやったんか知らんけども、もっと他に業者おらへんだんかなと思うけども、長島についても報告してほしいんですけども。何社指名したのか、その指名した根拠やな、そしてその各社の入札札の金額、それが1点。

それと先ほど、前者議員も言われましたが、今後の町の建物関係については計画はないと町長おっしゃいましたけども、全て消防署も庁舎も図書館も資料館もすべて含めたうえで総合的にですね、資料を出して、今後どうしていくかということ、議員に示されるほうが良いと思います。国からのすべてが補助金である、だから何をやってもいんだというものではないと思いますよ。すでになんですか、これだけの多額の予算を、国民の税金を使ってやるということはですね、今後の庁舎はもうこのまま使おうということを考えてのうえなんですか、町長。例えばね、民間の人であれば、3年後、4年後に家を建てようとするならばですね、お金かけんでしょう。違いますか。人の金やからかまんとそういうもんじゃないと思いますよ、行政というのは。以上2点お尋ねします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

1点目の参入業者は3社であることは申し上げたかもしれませんが、指名審によりまして私に答申を

いただいて適切であると私が判断をいたしました。前者議員もおっしゃったような町の公的な施設については、まだ耐震調査いたしておりませんので、今後それを総合的な調査をしてお知らせしたいと思います。それから本庁とか総合支所を耐震補強したということは、いざ災害の時には、この本庁あるいは総合支所がですね、災害対策本部となる可能性が非常に大きい、よって本部がしっかりと保持されないと対応が遅れていくということも大きな1つの理由であります、そこには町民を含め、職員も多数おります。そういうわけで目下のところ、この庁舎をずっと活用していくという考え方をもちましてですね。補強に踏み切ったものであります。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

この3社でやるというのは、先ほど聞きましたし、それは指名審議会の答申によって3社を指名し、これが適切であると判断した。これは間違いないと思います。僕がお尋ねしておるのは、この3社の業者のですね、指名審が指名した根拠ですよ。特に今回はA級のみをしたのか、例えば、赤羽中学校の時の工事なんかはもっと業者が多かったように思うんですね。指名をうけたのは、今でもその業者は存続すると思いますけども、大切な子供さんを入れる学校施設を建てるのであるから指名審査会としてもそれだけ妥当な業者を指名したと思います。それであるなら庁舎を指名するに当たってもですね。もう少し業者が多かったでなからうかと思うわけです。それはともかくとして、そしてもう1つは、入札札の金額を教えてくださいませんかと言いましたんですが、それは無理なんでしょうか。無理なことはないと思います。それともう1つは最後に、もちろんその庁舎は防災本部になるわけですけども果たしてこの防災本部がここで良いのかどうかという審議すらされる前にですね、町長がおっしゃるように災害になったらここは防災本部になるんだからということ根拠にですね、これをされるというのは理由にはならないのではないかと思うわけです。何箇所か耐震診断もして防災も考えた結果、当面はここを本部とするのであればですね。たとえ期間が長い短いにかかわらずやるんだという、しかしながら将来にわたっては防災本部というのはこうあるべきで場所の移築はこう考えておるんだということを、総合的に考慮した上でですね、今回の事業もなされるべきでないかと思います。行き当たりばったりで予算があったからやりましたとかですね、耐震診断した結果が悪かったからやるんですとかですね、理由があとを追ってくるような状態でなからうかと思うわけです。私はもう1点お尋ねしたのは、これだけ多額の国民の税金を使ってやる以上は、僕は立派になると思います。であるならばですね、将来、それだけの予算をかけるわけでしょ。そして町長おっしゃるように防災本部とな

るんだと、それで防災本部として機能を果たすんだという判断の基にされるのであればですね、将来の本庁移転等は考えてないんですかということをお尋ねしたいわけです。以上2点

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

防災本部につきましては、現在も通信機器とかその他の防災に関する機器が整っておりまして、防災本部は全て本庁舎を決定しております。それゆえにですね、ここが最適であろうと思って判断しております。それから入札等の内容については、担当課長に答えさせます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず、指名関係から答えさせていただきます。工事請負人指名審査会を9月7日午前11時に開催し、紀北町発注標準の建築工事指名審査基準に基づき、Aランクの業者2社、東建興業株式会社と株式会社塩谷組です。そしてBランクの業者1社、大徳建設株式会社を指名いたしました。それでA業者は工事費1,500万円以上です。B業者は工事費1億円未満であります。C業者は3,000万円未満でございます。これは工事費です。それから入札の結果なんですけど、紀北町庁舎耐震化工事のほうです。消費税抜きで答えさせていただきます。株式会社塩谷組7,900万円、東建興業株式会社8,160万円、大徳建設株式会社6,095万円です。これは最低制限価格を下回りましたので、失格とさせていただきます。続きまして、紀伊長島総合支所耐震化工事の入札額について説明させていただきます。東建興業株式会社1,166万円、東和建设株式会社855万円、大徳建設株式会社863万円、東和建设株式会社と大徳建設株式会社は最低制限価格を下回り、失格といたしました。

それで指名業者の件なんですけど、長島総合支所庁舎耐震化工事につきましては、Aランク、Bランク、Cランクの業者を指名いたしました。以上でございます。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

この予定価格は公表しとんやろ、前に同札が一杯並んどって、同札ってあるんはおかしいんじゃないかって話があつたな前に、それは価格を発表するから最低価格を積算する方程式があるんです。だから同価格が出て当たり前なんですところおしゃっている。そういう方程式がありながら、最低

価格を下回っていくということはありませんと僕は思うやけど。小学生が考えても不思議に思う。もう1つ、最低価格を決める基準点がありながら、ある工事に対してこの間問題になっただけでも、同札がなくて1社だけが最低価格をぴったしかんかん、いろんな機関も調査に入っていますよ。本来あんまりかしこない議員が考えてもおかしいなと思うで、入札を担当しとる財務課長としておかしいと思わん。おかしいと思ったらこんな出さへんけども、最低価格にぴったりの業者が何社もおってじゃんけんしたり、くじ引きしよるんやろ、それおかしいかっていう質問に対して、価格を発表しますから最低価格の出し方は計算式があるんです。だから同価格は出ても当然ですとこうおっしゃりながら、今度は最低価格を下回とるんやろ、ここもむこうもおかしいと思わん、課長。おかしいと思わんだらおかしいと思う。こんな入札のやり方、考えなあかんと思わへん。こんなこと課長に言ってもあかんけど、議長も笑とるけど、皆おかしいと思うと思う。最低制限価格の下へいくほうがおかしいやんか。計算式あるんやろ、足して割って、掛けて割ってみたいなのが。ちょっと教えて。これについてはないのそんなの。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あんまり詳しくはないですけど、土木工事と建築工事等とはいろいろ割合が違うんやないかとそういうふう聞いてます。

議長

他にございませんか。

他に質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

今回のこの提案されている補強工事ですが、耐震工事ですが、この点については本庁の耐力度というのは、小学校のように何点という数字は出てるんですか。できたら具体的にどれぐらいの震度まで耐えられる、現在のこの本庁の建屋なのかわかったら教えていただきたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

担当課長に答えさせます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

耐震強度についてお答えいたします。まず耐震指数でございますが、阪神大震災による被害状況を分析した結果、耐震性能指数0.6以上の建物では若干の例外はあるものの概ね小破程度にとどまりました。それで、本庁舎なんですけど、本庁舎は昭和41年に建設された鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ面積は1,178㎡の建物であります。1階、2階につきましては耐震壁が少なく強度が不足しております。耐震指数は1階の東西方向0.29、南北方向が0.34、2階の東西方向が0.34、南北方向が0.47であります。本庁舎は災害対策本部となる重要な建物でありますので0.9以上が必要であります。この耐震工事をすることにより、1階が1.08以上となります。また2階が1.09以上となります。3階は東西方向1.03、南北方向1.08でありますので耐震強度を満足しております。以上でございます。

15番 中津畑正量議員

震度どれぐらいまで耐えられるのかという点では、わかりませんか。

議長

わかりますか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

この財源としては、合併推進体制補助金ということですが、これについてはですね、小学校なんかも非常に、特に相賀小はひどい状態、小さな地震でも非常に倒壊の恐れがあるような弱い施設であるということが判明しておりますが、まあ小学校が大事だ、本庁が大事だという前にやはり子どもたちの方向にこの補助金2億円というものを使えなかったのかどうか。3月補正で提案してあるからということなんでしょうか。そこの理由をお聞かせ願いたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この補助事業はですね、合併効果が図れる事業種目として、一応指定というか、決められておりました。庁舎の改修が対象となり、期間も19年までに実施しなければならないこととなっております関係でございます。

議長

よろしいですか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、先ほどですね、1番議員の質問の中で、最低価格という中でどう違うのかという質問に対して、町長はそのはっきりはわからないけどというような答弁をしたけど町長、これは最低価格決めたり、入札の価格をあなた決めるんでしょ、最終的に。そしてこれはお金のことなんでしょ。その仕組みをわからずして、そういうような設定を軽々しくやっているのか。そういうやはり無責任なような答弁は、あなた、はっきりこうこうでこういうふうに決めてるとあなた言わなあかんよ。答弁の言い方、あなたあんまり無責任すぎる、人事のように考えとんじやないのあんた。町民の税金なんだから、そこのとこの見解と、で、長島の支所のほうはなぜ、海山の本庁は8,200万ですか、約8,300万。そして長島支所の方は1,100万だけやったか、なぜこれの差があるんですか。約7,000万くらい、そのどこちょっと。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私の表現がとても曖昧であったのは申し訳ないと思います。きちんとあなたがおっしゃるように、指摘するように答えたいと思います。それから長島総合支所と本庁舎との工事額の違いは、長島の耐力度の結果、あの工事で大丈夫と判断がされたわけであります。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

しっかり答えたいというんやったらどういうふう to 答えるんですか。指摘されたように答えるとか言わんと、町長の答えを聞かしてほしいんです。これは最低価格こうですよ、その仕組みも、その中で町長としてこの金額を決めたり、最高の金額と最低価格っていうのを決めるんでしょ。入札には、そういうような中でどういうふうな感覚で決めるんだと。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

地方自治法の施行令第167条の10第1項と第2項の規定によりまして、低入札価格調査制度と最低

制限価格制度が設けられており、地方公共団体の工事においては、ダンピングによる受注は制度的に排除できることになっておりまして、この制度を受けて町では会計事務規則第82条において、最低制限価格の範囲が定められており、予定価格の5分の4から3分の2の範囲で定めることができることとなっております。そのような法のもとにおいて適正に執行したいと思っております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、今の答弁は、最初からそれはだらだらと読むんじゃなくて簡潔に答えられるはずですよ。こういう制度の中でこうだと。それあんた、傍からちょっとそれもらってそれ読むようなことではいかんっていうのは。もっとしっかりしてくれっていうの。それと長島支所は1,100万か1,200万でよかったということは、この庁舎は欠陥が多かったということですか。この庁舎は7,000万ぐらい、同じぐらいに建てとんじゃないですか。長島とこの庁舎は、時期的に、そうでしょ。その中で建て方もあんまり変わらないと思いますよ。長島と。そういう中でなぜそんだけの開きがあるのかということなんです。ただ、耐震を測ったらそんだけでよかった、こっちは8,000万かかった、向こうは1,000万でよかったって、ほんなら構造的に、その時の建屋としてはこっちは弱かったということなんですか。

町長。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

構造計算、耐力度計算の結果、専門家の計算の結果はそのような工事でOKであるということでもあります。

議長

奥山町長、追加答弁ないですか。

奥山町長。

奥山始郎町長

昭和56年以前のですね、建設のですね、基準においては充分クリアしておったわけなんです。それ以後の強度計算等について補強を要することになったわけです。以上です。

議長

ほかにございませんか。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

12番 平野、工期につきましては、着工は議会の議決の日から完成予定は平成20年2月28日となっているんですけども、この約5ヵ月弱の間に住民サービスの障害はでないのか。また、工事中等の来庁者への配慮はどういうふうを考えているのか。その2点についてお伺いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

行政が停滞するようなことのないように、来庁者の町民に対してですね、安全確保とそれからサービスの低下はしないよう配慮してこれを執行したいと思います。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

その答えはもっともなんですけども、この資料2の設計図見ると玄関口のコンクリートの補強ですね、これは一旦壊してということで、来庁される方の、その玄関口が工事の現場となってきますね。壁を取り壊すということで、この来庁者の玄関口1階ですよ。1階への入り口を代えるのか、工事による例えばその機械とか、そのなんていうのかな、レンガの落ちたのとかで、いろいろ来庁者の入る玄関口が工事されるようになっていきますよね。そこらへんの具体的にどうというふうにご考慮されるのかということをお聞きしたいんです。配慮するというのはもちろんのことなもので、具体的にどのようにされているのか。そのことによって障害がどのように出てくることをどのようにするのかということの話しを具体的に考えていることをお聞きしたいということなんです。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が今指摘されたような玄関とか、支障をきたす恐れがある箇所については休日に、休日ですね、工事を行います。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

玄関等については、休日に工事ができるということなんですか。まあその僕の言いたいのはね。来庁者の方には子どもさんもみえると思いますし、親御さんが連れてきた、いろんな状況を想定して、できるだけ怪我等には気を付けることと、ましてはサービスの低下につながらんように極力配慮をお願いしたいと思います。以上です。

議長

ほかにございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

先ほど、入札結果について、最低制限価格のことでいろいろ話しがあるんですが、今回ですね、最低制限価格を3社のうち1社が失格している、2社しかなかったわけですね。今回の工事に対して。それで最低制限価格を公表すべきではないかと、そういうような検討はしなかったのかどうかお聞きいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

最低制限価格の公表はいたしておりません。検討もしておりません。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

検討はしていないという答えでしたが、この9月議会でも一般競争入札の指定のこの入札のですね、弱点というのですか、限度みたいのがいっぱい出てきたり、最低制限価格の人が出てきたり、他の議員からも指摘がありましたけども、入札については最低制限価格の公表も含めてですね、改善をしてくべきだと思いますが、町としてこれから入札についての改善を検討していく考えがあるのかどうかおたずねいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この制度も万全であるとは言い切れない部分もあります。ですから社会的な状況変化について行政としては適正に対応するのが普通だと思いますので、その時点については考えてまいります。

議長

他にございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

以上で討論を終わり、採決をいたします。

お諮りします。

日程第5 議案第74号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

議長

これで、本臨時会に付議されました案件は、すべて終了しました。

以上をもって、本日の会議を閉じます。

それではこれにて、平成19年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前 10時 27分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年11月6日

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行